◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２７６号（H26. 11. 28）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（１１月２１日～１１月２７日分）
（１）乗合バスの転落事故①
（２）乗合バスの車内事故
（３）乗合バスの転落事故②
（４）貸切バスが関係する多重衝突事故
（５）貸切バスの火災事故
（６）法人タクシーの酒気帯び事故
（７）法人タクシーの死傷事故
（８）タンクローリーを含む９台が絡む多重事故
２．「ドラプリ２０１４」開催のご案内
３．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
４．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝８件】（１１月２１日～１１月２７日分）

（１）乗合バスの転落事故①

１１月２１日（金）午前８時２０分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く乗合バスが、乗客７名を乗せて運行中、センターラインを超え道路脇の、法面約１ｍに転落し電柱に接触して停車した。

この事故により乗客５名が軽傷を負った模様。

（２）乗合バスの車内事故
１１月２３日（日）午後０時５分頃、栃木県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが、バス停留所で乗降扱い中に、乗客が完全に降りきらないうちにドアを閉めてしまい、ドアと乗客が接触し、乗客を車外に転倒させた。
この事故により当該乗客は左腕の骨にヒビがはいる重傷を負った。

（３）乗合バスの転落事故②
１１月２５日（火）午後３時５０分頃、石川県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、道路左側へ逸脱し、約２ｍ程度転落し、約４５°傾いた状態で停止した。
この事故による負傷者はいない。

（４）貸切バスが関係する多重衝突事故
１１月２６日（水）午後１１時４０分頃、静岡県の県道交差点で、右折をするため停止していた軽自動車に、後方から来た軽自動車が追突した。
追突された軽自動車は、弾みで対向車線にはみ出し、対向車線を直進してきた静岡県に営業所を置く貸切バスと衝突し、バスと衝突した軽自動車の運転者が死亡、後方から追突した軽自動車の運転者も軽傷を負った。
貸切バスの乗員乗客計１１名に怪我はなかった。

（５）貸切バスの火災事故
１１月２７日（木）午前１１時頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが駐車中に、暖房用ヒーターから出火した。
火はおよそ１時間後に、消防により消し止められた。
この事故によるによる負傷者はいない。

（６）法人タクシーの酒気帯び事故
１１月２７日（木）午前７時４０分頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、ガードレールに衝突する事故が発生した。
事故処理時に警察官が当該運転者の酒臭に気づき、飲酒運転（飲酒か酒気帯びかは未確定）で検挙された。

（７）法人タクシーの死傷事故
１１月２７日（木）午後６時２７分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて片側２車線の第２車線側を走行中、センターライン付近を横断している歩行者に気付かず、はねた。
この事故で、はねられた歩行者は死亡した。

（８）タンクローリーを含む９台が絡む多重衝突事故
１１月２７日（木）午後０時４５分頃、愛知県内の国道交差点付近において、信号待ちをしていた車両にタンクローリーが追突し、９台が絡む多重事故が発生した。
この事故により１人が中等症を負った。
事故当時、当該タンクローリーにはハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油あわせて１６ＫＬを積載しており、衝突によりハイオク及びレギュラーガソリン６ＫＬが路上に漏洩した。
漏れたガソリンによる火災及び爆発等は起きていない。

◇◇◇

いて、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。
整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運

輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆